

平成30年8月29日  
海事局 総務課  
外国船舶監督業務調整室

## 「大気汚染の防止に関する集中検査キャンペーン」を実施！

～外国船舶における条約の適合状況を確認します～

国土交通省は、寄港国による外国船舶の検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）の一環として、9月1日から3ヶ月間、アジア・太平洋地域及び欧州・北大西洋地域（合計47の国と地域）と協調して、「船舶による大気汚染の防止に関する集中検査キャンペーン」を行います。

東京MOU（アジア・太平洋地域における20の国と地域のPSC協力体制）は、例年パリMOU（欧州・北大西洋地域における27カ国のPSC協力体制）と合同でテーマを決めて、加盟国・地域において集中検査キャンペーン（CIC: Concentrated Inspection Campaign）を実施しており、今年度は、「船舶による大気汚染の防止」をテーマとして実施します。

その一環として国土交通省では、9月1日から11月30日まで、全国で「船舶による大気汚染の防止に関する集中検査キャンペーン」を行います。

具体的には、期間中に行うPSCにおいて、窒素酸化物（NOx）放出規制に係る機関の保守運用状況、冷蔵設備などに使用されるオゾン層破壊物質の放出禁止、船舶からの二酸化炭素の放出を抑制するための手引書などについて、主に以下の事項を確認します。

- ① 国際条約に定める要件を順守していること
- ② 旗国政府により適切に検査を受けていること
- ③ 乗組員が操作に習熟し、適切に保守運用を行っていること



【問い合わせ先】国土交通省 海事局

海事局 総務課 外国船舶監督業務調整室 松本、大久保

（代表）：03-5253-8111（43-178、43-176）

（直通）：03-5253-8639、（FAX）：03-5253-1644

## <参 考>

### 1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

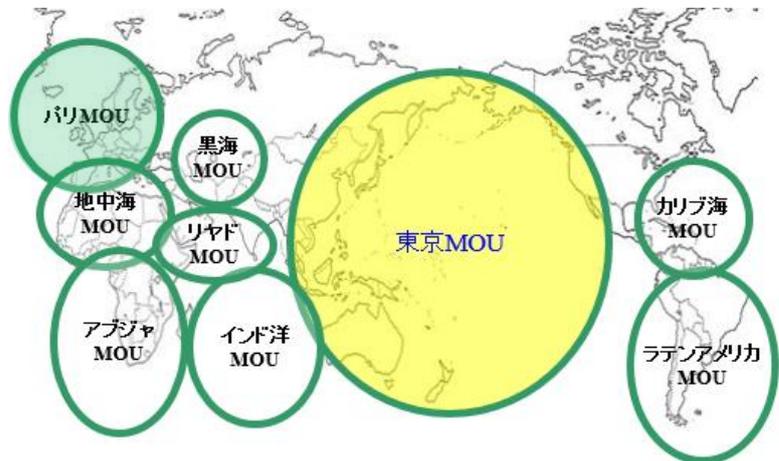
旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、寄港国の権利として、自国に入港する外国船舶への立入検査がIMO(国際海事機関)の条約等により認められている。

### 2. 「MOU」(エムオウユウ : Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU参加国は、過去の基準不適合船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施している。

### 3. 東京MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在20の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナム)が参加している。



### 4. パリMOU

1982年に活動を開始した、欧州・北大西洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在27の国(ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス)が参加している。

### 5. 過去5年間の集中検査キャンペーンのテーマ(実施時期:9月1日~11月30日)

- 2017年(平成29年) 航海の安全
- 2016年(平成28年) 貨物固定方法
- 2015年(平成27年) 閉鎖区域立入りのための乗組員の習熟
- 2014年(平成26年) STCW条約に基づく乗組員の休息時間
- 2013年(平成25年) 推進及び補助機関